

2023年5月15日

各位

会社名 株式会社ペアキャピタル
(コード番号 9559 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 田中 哲
問合せ先 取締役 CFO 西園 直記
T E L 03-6456-3481
U R L <https://p-capital.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日に開催した取締役会において、2023年6月15日開催予定の臨時株主総会（以下、「臨時株主総会」といいます）の議案として、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 第2号議案におきまして、会計監査人選任の件を上程することから、機関として会計監査人を設置し、これに伴い、選任方法、任期を規定するものであります。(変更案第4条、同第6章、同第37条及び同第38条)

(2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。(変更案第20条)

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決議機関を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。(変更案第40条及び同第41条)

(4) その他、上記各変更に伴う章数・条数・項数の変更のほか、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 日程

(1) 定款変更のための臨時株主総会開催日 2023年6月15日

(2) 定款変更の効力発生日 2023年6月15日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会	(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会

現行定款	変更案
2. 監査役 3. 監査役会 (新 設)	2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	(選任方法) 第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新 設)	(任期) 第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度) 第 37 条 (条文省略)	(事業年度) 第 39 条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 (条文省略) (新 設) ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 (現行どおり) <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削 除)
(配当金の除斥期間) 第 40 条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第 42 条 (現行どおり)

以上